

## 石巻市野球場常設広告募集要項

### 1 趣旨

セイホクパーク石巻（総合運動公園）「石巻市民球場」及び河南中央公園「野球場」のグラウンドフェンスへの広告を掲出する際に必要な事項を定める。

### 2 施設の概要

#### (1) セイホクパーク石巻（総合運動公園）「石巻市民球場」

所在地 石巻市南境字新小堤 1 8 番地

規模等	設 備
両翼 100m 中堅 122m	内野部：人工芝舗装 外野部：人工芝舗装 主なイベント ・ 全国高等学校野球選手権宮城県大会 ・ イースタンリーグ公式戦（楽天） ・ J A B A 社会人野球東北大会 ・ 日本リトルシニア日本選手権大会 など 年間利用者数（観客数除く） 令和元年度実績：17,275 人 令和2年度実績：18,378 人

#### (2) 河南中央公園野球場

所在地 石巻市須江字横手 1 地内

規模等	設 備
両翼 92m 中堅 120m	内野部：クレー舗装 外野部：芝 主なイベント ・ 南東北大学野球連盟リーグ戦 ・ 東北復興野球交流試合 ・ 日本リトルシニア日本選手権大会 ・ 少年野球等市内外団体使用 など 年間利用者数（観客数除く） 令和元年度実績：14,527 人 令和2年度実績：7,277 人

### 3 募集する広告数

#### (1) セイホクパーク石巻（総合運動公園）「石巻市民球場」

外野グラウンドフェンス 1 8 区画（ライト側 9 区画・レフト側 9 区画）

※ 1 区画は長さ 6 m×高さ 1 m=6. 0 m<sup>2</sup>を基本とする。

(2) 河南中央公園「野球場」

外野グラウンドフェンス 18区画（ライト側9区画・レフト側9区画）

※ 1区画は長さ6m×高さ1.5m=9.0㎡を基本とする。

4 広告掲載料

(1) セイホクパーク石巻（総合運動公園）「石巻市民球場」：1区画につき  
年額96,000円とする。

(2) 河南中央公園「野球場」：1区画につき年額60,000円とする。  
（令和4年度は10か月間の掲載のため 50,000円）

※ ただし、掲載期間が1年に満たない場合は、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算した掲載料とする。

また、広告主は広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括で納付するものとする。

5 広告内容・応募資格

広告の内容や応募資格については、石巻市広告掲載基準によるものとし、球場が公共施設であることを十分留意すること。

また応募資格を有するのは、法人及び個人事業主のみとする。

6 広告掲出条件

(1) 広告物が球場と調和した形状となるよう配慮するとともに、広告物の仕様は、再剥離タイプのシール状のものとし、太陽光及び照明灯に反射するものを使用してはならない。また企業名等の文字は白または薄黄色（ベージュ）を基本とする。

(2) 広告内容は、企業名、商品名、商標、キャッチフレーズ、ロゴマーク等とする。

(3) 広告掲出、補修、原状回復にかかる一切の費用は、広告主の負担とする。

(4) 広告の補修等については、体育振興課の指示に従わなければならない。

7 広告掲出許可期限等

(1) 広告掲載は令和4年4月1日からとする。

ただし、河南中央公園野球場については、令和4年6月1日からとする。（令和4年4月～5月の期間中球場修繕のため休園予定）

(2) 広告掲出許可期間は年度単位とする。

(3) 許可期限30日前までに広告物の掲出中止の申し出がない場合は、引き続き許可を1年間自動更新するものとする。

## 8 募集期間

- (1) 募集期間：令和4年2月1日より令和4年2月14日まで  
郵送の場合は令和4年2月14日消印有効  
空枠があれば随時募集する

## 9 応募受付場所

石巻市教育委員会体育振興課  
〒986-8501 石巻市穀町1-4-1  
TEL0225-95-1111 / FAX0225-25-6473  
電子メール：isphysedu@city.ishinomaki.lg.jp

## 10 応募及び決定方法

- (1) 別紙様式「石巻市野球場常設広告掲載申込書」のほか、広告掲載内容案（会社名などを記載した実際の広告デザイン案（様式は任意））を添えて、石巻市教育委員会体育振興課（以下「体育振興課」という。）へ提出すること。
- (2) 決定にあたっては、各球場において募集区画数を超えた場合は抽選により相手方を決定する。また、広告を希望する区画番号が重複した場合には抽選により決定する。重複による抽選を行い、希望する区画番号に決定しなかった場合は、空き区画への掲載決定を行うための抽選を再度実施し、区画番号を決定する。

## 11 その他

- (1) 市は、許可した掲出内容と相違しているとき、許可条件に違反しているとき、その他不正な行為が認められる場合は、許可を取り消すことができる。この場合、広告主が損害を受けることがあっても市はその賠償の責を負わない。
- (2) 市は、競技、施設運営上の支障等、特に必要があると認められた場合においては、広告主と協議のうえ、広告物を一時撤去又は遮断することができる。